

## 健康おかざき 21 計画推進協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第 21 号）第 6 条の規定に基づき、健康おかざき 21 計画推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長)

第2条 協議会には議長を置く。

- 2 議長は、学識経験者のうちから市長が指名する。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第3条 協議会は議長が招集する。ただし、議長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 協議会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

(会議の招集の特例)

第4条 議長は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、書面により委員の意見を聴取し又は賛否を問い、協議会に代えることができる。

- (1) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない場合
  - (2) 災害等のやむを得ない事情により委員を招集することが適切ではない場合
  - (3) 軽微な報告等を行う議事のみを取り扱う場合
- 2 前項の規定による会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第5条 協議会に関する庶務は、保健部保健政策課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(健康おかざき 21 計画推進協議会設置要綱の廃止)

- 2 健康おかざき 21 計画推進協議会設置要綱（平成 15 年 6 月 1 日制定）は廃止する。

## 附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。